



【目次】

- 平成19年度税制改正：所有権移転外ファイナンスリース取引の取扱い変更
- 企業の新たな魅力づくり 第1回 【著者／株式会社 クラーク総研】
- 老齢基礎年金のしくみ
- 退職金セミナーのご案内 【B-CONビジネスコンサルタンツ】

2007. 8. 20発行

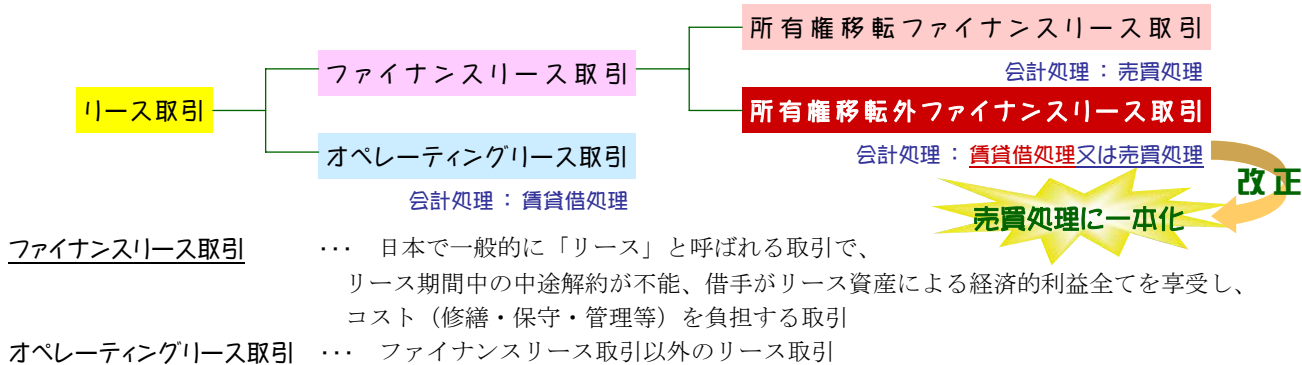
## 平成19年度 税制改正 所有権移転外ファイナンスリース取引の取扱いの変更

### ◆ 改正の概要

平成19年度税制改正において、リース取引のうち「**所有権移転外ファイナンスリース取引**」について、従来、例外的に認められていた**賃貸借処理**が**廃止**され、原則として**売買処理**として取り扱うこととされました。

この改正の内容は、**平成20年4月1日以降に締結されるリース契約**から改正後の処理が適用されることとなります。

### ◆ リース取引の分類と会計処理



### ◆ 改正による税務への影響

#### ■ 減価償却費

所有権移転外ファイナンスリース取引に係る賃借人が取得されたものとされる減価償却資産（以下『リース資産』という）は、**リース期間定額法**により償却します。

$$(\text{リース資産の取得価格} - \text{残価保証額}) \times \frac{\text{その事業年度におけるリース資産のリース期間の月数}}{\text{リース資産のリース期間の月数}}$$

#### ■ 消費税の処理

賃借人側では、**リース資産の引渡しを受けた時点**で、リース料全額（利息部分を除く）が**課税仕入れ**となります。従来は、各期間の支払リース料を都度、課税仕入としていました。

リース取引の改正の内容をおおまかにご紹介しましたが、具体的な会計処理や税務の取扱いについては次回以降に掲載予定です。

# 企業の新たな魅力づくり

## 第1回

日本だけではなく、ヨーロッパ、アメリカにおいても“強い企業・優秀な企業”は“人財力”が高いと言えます。

著者 株式会社 クラーク総研

### 時代のキーワード “Re(リ)”

既存事業の先行き不安、新規事業の伸び悩みに直面し、「時代の変化が早すぎてついていけない」「マーケットが求めるものと自社の提供する価値が噛み合わなくなってきた」との嘆きが多く経営者から聞こえてきます。

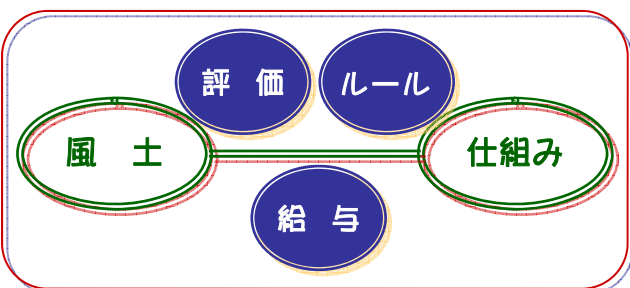
そのような時に、いつもお答えするのが、「企業の魅力を再創造しませんか」です。経営コンサルタントの立場で、日本全国の“元気の良い中小企業”を分析して見ますと、一つの共通点として『キラリと光る魅力』に気づきます。

### Re-Corporation(リ・コーポレーション)

月刊globalをお読みの皆様にご提案ですが、もう一度“創業の原点”にかえり、“自社の魅力を再発見”し、“磨きをかける”ことで、“**新たな企業価値**”を創り、「**社員満足度・顧客満足度・(役員満足)**」を高めることにより、高収益・オンリーワン企業へと成長発展させましょう。これから3回にわたり、皆様の企業の<リ・コーポレーション>策をご提示させていただきます。

### 魅力ある企業は人の魅力づくりから

企業における**最大の財産である『人』**は、黙っては成長しないばかりか、悪化していくばかりです。だからと言って特別高度な学習・研修を必要とするわけではありません。



### 【人の魅力づくり】

#### ■ 人を育てる風土づくり

- ・上司が部下を育成する社風はあるか否か
- ・自己啓発を促す風土はあるか否か
- ・業績が出来て50点、部下を育成して50点の認識があるか否か

#### ■ 正當に評価する仕組み

- ・貢献度を適切に考課しているか
- ・適正な評価により、社員内での適切な競争意識が芽生えているか
- ・組織が常に活性化されているか

#### ■ やったものが報われる給与

- ・基本給の見方は適切か
- ・能力給の見方は適切か
- ・信賞必罰は実行されているか

将来有望な社員が離職したとき、経営コンサルタントの立場で、ヒヤリングさせてもらうことがよくありますが、「給料が安いから辞める」という人はほとんど見受けられません。但し、少ないよりは少しでも多くの給料が望ましいことは言うまでもありません。

今回は「魅力ある人財づくりPart2」について、ご提示させていただきます。

### <仏&伊 企業視察/日本の未来がそこにある>

— 2007年11月 開催 —

- パリ・ミラノ・リヨンの中小企業経営者と語り合い、マン資本主義の本質にふれる。
- 日本の中小企業の未来を見に行く視察旅行です。

詳細につきましては、クラーク総研HPまたは電話にてお問い合わせ下さい。

### <お問い合わせ先>

TEL:011-223-6776 担当:鈴木

### <HPアドレス>

<http://www.clarke.co.jp>

クラーク総研

検索

# 老齢基礎年金のしくみ

みなさんは、老後どのくらいの年金をもらうことができるのかご存知でしょうか？  
支給要件に該当しているのか不安な方もいらっしゃるかと思います。  
今日は、老齢基礎年金の支給要件や年金額の計算方法についてご説明いたします。

## ◆老齢基礎年金はいつからもらえる？

原則として65歳から受給されます。ただし、要件に該当していれば、支給の「**繰上げ**」または「**繰下げ**」請求をし、65歳前または66歳以降から年金を受給することができます。**繰上げ**の場合は、本来の年金額より**減額**、**繰下げ**の場合は**増額**された年金額を**生涯**受給することになります。

## ◆25年加入していないともらえない？

老齢基礎年金の支給要件として、まず**受給資格期間**を満たしていることが必要です。

$$\text{保険料納付済期間} + \text{保険料免除期間} + \text{カラ期間} \geq 25\text{年}(300\text{月})$$

### \* 保険料納付済期間とは？

- ① 国民年金保険料を納めた期間
- ② 厚生年金保険や共済年金の加入期間のうち、20歳から60歳の期間
- ③ 第3号被保険者期間

### \* カラ期間とは？

昭和36年4月1日～昭和61年3月31日までの、国民年金に任意加入できる期間のうち任意加入しなかった期間等が該当します。たとえば、厚生年金保険の被保険者の被扶養配偶者や学生であった期間はこれに該当します。

また、生年月日に応じて受給資格期間が25年から短縮される規定もあり、**必ずしも保険料を納めた期間が25年必要というわけではありません。**  
**ただし、カラ期間は受給資格期間に含まれますが、年金額の計算には反映されません。**

## ◆もらえる年金額は？

平成19年度の老齢基礎年金額は、20歳から60歳までの**40年(480月)**すべての期間が保険料納付済期間の場合、**792,100円**受給されます。480月に満たない場合は、下記の計算式により年金額が計算されます。

$$\text{年金額} = 792,100\text{円} \times \text{Aの月数} / 480\text{月}$$

$$\text{Aの月数} = \left\{ \begin{array}{l} \text{保険料納付済期間の月数} \\ + \\ \text{保険料半額免除期間の月数} \times 2/3 \\ + \\ \text{保険料全額免除期間の月数} \times 1/3 \end{array} \right.$$

## ◆よくある質問◆

**Q. 25年間国民年金に加入し、老齢基礎年金の支給要件は満たしたので、もう保険料を支払わなくてもいいですか？**

**A.** 老齢基礎年金の支給要件は満たしていても、**日本国内に住所を有する20歳から60歳の方は国民年金に加入しなくてははいけません。**十分な所得や資産があるのに保険料を納付しない場合は、**国税滞納処分の例により財産を差押えられる**こともあります。また、25年間加入の場合の老齢基礎年金の額は、上記の計算式により、

$$792,100\text{円} \times 300\text{月} / 480\text{月} \approx 495,100\text{円}$$

となります。**老齢基礎年金の支給要件を満たしたからと言って、年金額が満額になるわけではありません。**

**Q. 過去に保険料の未納期間があります。遡って納付することはできますか？**

**A.** 現行では、**2年まで遡って保険料を納めることができます。**それより前の期間は未納のままとなってしまいます。逆に、社会保険庁が保険料を徴収する権利も遡って2年分ですので、それより前の未納期間について、強制徴収ということはありません。

適年移行の決定版！  
退職金水準は下げられます！

退職金セミナーのご案内

# 退職金倒産リスクを回避！

～合理的な退職金制度改訂と退職金原資運用方法～

右記の項目に1つでも該当する場合

- 1 雇用は延長するのに、退職金はこれまでどおりである。
- 2 今まで定年退職者はいなかったが、これから発生する。
- 3 会社都合の退職金額が支給されるように中退共に積み立てしている。
- 4 退職金規定での退職金水準がライバル会社より高水準である。
- 5 退職金を支払ったことはあるが、退職金規定はない。

## 退職金制度の見直しが急務です。

そこで、退職金倒産のリスクを回避する合理的な退職金制度改訂方法と退職金原資の運用方法をご提案させていただくセミナーを開催いたします。

この機会に、安定経営の試金石をうっていただきたいと存じます。

**日時** 2007年8月27日(月)、9月12日(水)、  
9月28日(金) 15時～18時  
**場所** 札幌市中央区大通西16丁目3番地  
北海道オフィスマシン(株)スクールルーム  
**料金** お一人様 21,000円(税込)  
**お申込/お問合せ**

B-CONビジネスコンサルタント 担当 小坂  
TEL090-6263-0533/FAX011-512-3873  
HP <http://www.b-con.cc>

## お詫びと訂正

◆ 月刊グローバル8号(2007.7.20発行)  
『平成19年4月以降の決算に関わる減価償却制度改正のポイント』の記事に一部誤りがございましたので、お詫びと訂正をさせていただきます。申し訳ございません。

● 平成19年4月1日以降に取得した  
減価償却資産に適用される定率法の償却率

誤	正
《250%定率法》	《償却保証額・改定償却率》導入
定率法の償却率 = 定額法の償却率×250%	定率法び償却率及び 改定償却率による (耐用年数省令別表第十)
償却率が、均等償却(残存価格÷ 残存年数) > 定率法となった場合は、 均等償却に切り替える。	調整前償却額 < 償却保証額 (取得価格×保証率)となる年から、 改定取得価格×改定償却率 で減価償却費を計上する。

## カリキュラム

### 第1部 退職金制度改訂方法

1. 退職金とは？…退職金の理論背景
2. 退職金水準の見極めとシミュレーション方法
3. 退職金体系の設計とシミュレーション方法
4. 個人別移行シミュレーション方法

### 第2部 退職金原資運用方法

1. 自己都合退職の退職金原資運用方法
2. 会社都合と自己都合の差額の原資運用方法

## 編集後記

皆さんはこのジメジメした暑さの中、  
体調管理は大丈夫でしょうか？中はクー  
ラーがガンガン、外へ出れば湿度の高い  
ムシムシとした暑さ(特にこの時期は雨  
が多かった…)で体が温度の変化につ  
いていけなく、私は夏バテぎみで  
す…。北海道らしくカラッと晴れてほ  
しいですね。(松本)

月刊グローバル 2007年9号

2007年8月20日発行

発行者 道央マネジメントグループ 広報委員会

税理士法人 道央会計事務所 株式会社 道央医療コンサル  
株式会社 道央M&Aセンター 株式会社 パワーコンサル  
労働保険事務組合道央労務管理協会 ㈱札幌ビジネスエージェンツ  
庵原宏章行政書士事務所 株式会社 エスエムシー  
花岡英司公認会計士事務所 道央情報サービス協同組合

TEL 011-271-1417 FAX 011-221-5948

E-mail [info@dao.or.jp](mailto:info@dao.or.jp)

URL <http://www.dao.or.jp>

ホームページではフルカラー(PDF形式)でご覧いただけます。